百七十二条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十六条、第九十四条及び第百七十二条の規定に適合するものであればよい。

第四十二条に次の一項を加える。

15　次の自動車については、細目告示第百三十四条第三項第一号、第二百十二条第三項第一号及び別添五十二４・９・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第百三十四条第三項第一号、第二百十二条第三項第一号及び別添五十二４・９・６・の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年八月三十一日（立席を有するものにあっては平成三十年一月二十六日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日（立席を有するものにあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二　平成三十年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

三　平成二十九年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

四　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

五　平成三十年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

六　平成三十年一月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が十三トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

七　平成二十九年一月三十一日（軽自動車にあっては平成三十年一月三十一日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のもの（平成二十七年九月一日（軽自動車にあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日（軽自動車にあっては平成二十八年一月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

八　平成三十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

九　平成二十九年一月三十一日以前に製作された被牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に牽引される被牽引自動車、平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

第四十七条の二に次の一項を加える。

2　次の自動車については、細目告示第百三十九条の二第三項第六号、第七号及び第九号並びに別添五十二４・24・８・３・１・、４・24・８・３・２・及び４・24・10・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第百三十九条の二第三項第六号、第七号及び第九号並びに別添五十二４・24・８・３・１・、４・24・８・３・２・及び４・24・10・２・の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年八月三十一日（立席を有するものにあっては平成三十年一月三十一日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日（立席を有するものにあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日（立席を有するものにあっては平成二十八年一月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二　平成三十年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）